

In transition

The latest on IFRS 17 implementation

pwc

No. INT2018-07
14 December 2018

IASBは、保険契約資産および負債の貸借対照表表示 についての限定的な変更の提案に同意する

IASBは、IFRS第17号に関する議論を継続し、基準の狭い範囲の修正に
ついて同意した

目次

要点	1
背景	1
12月のIASB会合で議論され た議題の概要	2
財政状態計算書における 保険契約の表示	3
割引率、リスク調整、および OCIオプション	4
変動手数料アプローチ	5
企業結合	6
保有再保険契約の将来 キャッシュ・フローの測定	7
期中財務諸表における 会計上の見積りの取扱い	7
今後の検討	8
次のステップ	8

要点

国際会計基準審議会(以下「IASB」とする)は、2018年12月13日、国際財務報告基準(IFRS)第17号「保険契約」(以下「IFRS第17号」とする)に関して利害関係者から提起された懸念および適用上の課題についての議論を継続した。IASBは、保険契約の測定目的で使用されるグループの水準ではなく、ポートフォリオの水準により貸借対照表における保険契約の表示を要求するという狭い範囲の修正の提案に同意した。

この会議では、他に12項目の適用上の課題が取り上げられたが、IASBは、これらの懸念が同意された潜在的な修正の評価基準を満たさない可能性を考慮し、基準を修正しない取扱いに同意した。これらの評価基準には、要求事項の修正が、財務諸表の利用者に対してIFRS第17号により提供されるであろう情報と比較して有用な情報を著しく喪失させるか、すでに進行中の適用プロセスを過度に混乱させるか、もしくは発効日に過度な遅延を生じさせるおそれがあるかどうかが含まれる。さらに、IASBは、変動手数料アプローチにおけるリスク軽減の例外の、移行時から将来に向けてのみ適用できるという懸念について、将来の会議における移行措置に関する懸念と相互に関連するため、あわせて議論されるべきであるとする取扱いに同意した。

この「In transition」における見解は、2018年12月13日の会議についての我々の所見に基づいており、IASBが後日発表する会議の正式な議事録とはいくつかの点で異なる可能性がある。

背景

1. IFRS第17号の公表に関連し、IASBは、ワーキング・グループである、移行リソース・グループを設置し、利害関係者が新基準の適用に関して提起された疑問点について議論を行うための公的なフォーラムを提供した。移行リソース・グループの目的は、IFRS第17号の適用上の疑問点に関する利害関係者へのサポートおよび審議会への情報提供を行うための、公的な議論の促進にある。

2. 基準公表後、IASBスタッフは、IFRS第17号の適用を補助するため、利害関係者との様々な活動にも取り組んできた。10月24日のIASB会議において、IASBは、スタッフが作成した適用上の問題と懸念のリストに基づいて、IFRS第17号の潜在的な修正を検討する対応に合意した。IASBは、この評価基準は、変更に対する高いハードルを設定しており、提案された修正は、発効日の著しい遅延を避けるために、狭い範囲にとどめ、早急に検討する必要があると指摘した。詳細は [In transition INT2018-05](#)

「IASB は IFRS 第 17 号の将来の潜在的な改正の評価基準に同意する」を参照のこと。

3. IASB は、11 月に、IFRS 第 17 号の強制発効日を 1 年間延期するために、IFRS 第 17 号の修正作業を開始する取扱いに同意した。IASB のデュー・プロセスを前提として、企業は、2022 年 1 月 1 日以降に開始する会計年度から IFRS 第 17 号の適用が求められる。IASB は、延期を 1 年に限定する取扱いは、適用において最も進んだ企業への混乱を最小限に抑える結果となり、IFRS 第 17 号および IFRS 第 9 号の適用を著しく遅らせるべきではないという利用者の懸念に対処し、そして適用プロジェクトを中止すべきではないという明確なシグナルを保険業界に提供すると指摘した。詳細は [In transition INT2018-06](#)「IASB は IFRS 第 17 号の発効日を修正し、保険会社のための IFRS 第 9 号の一時的免除の延長を提案する」を参照のこと。

12 月の IASB 会合で議論された議題の概要

4. IASB は、12 月 13 日の会合において、10 月に IASB に対して報告された 13 の懸念と適用上の課題について議論した。IASB の 12 月の会合で議論された懸念と適用上の課題に関する IASB の意思決定の要約は以下のとおりである。

スタッフ・ペーパー	懸念および適用上の課題	IASB の決定
財政状態計算書における 保険契約の表示(スタッフ・ ペーパー2A)	負債残高となる保険契約グループと資産残高となる保険 契約グループの独立した表示	修正
	保険配分アプローチにおける受取保険料	修正なし
	未取保険料および未払保険金の独立した表示および測定	修正なし
割引率、リスク調整、および OCI オプション(スタッフ・ ペーパー2B)	ロック・イン割引の使用による契約上のサービス・マージン の調整	修正なし
	企業集団におけるリスク調整	修正なし
	割引率の決定およびリスク調整における主観性	修正なし
	保険金融収益または費用に関する OCI オプション	修正なし
変動手数料アプローチ(ス タッフ・ペーパー2C)	直接連動有配当保険契約の定義	修正なし
	変動手数料アプローチにおけるリスク軽減の例外規定	例外規定の適 用範囲は変更 せず、遡及適用 については今後 の会議で検討 する
企業結合(スタッフ・ペーパ ー2D)	取得した契約の企業結合における保険契約としての分類	修正なし
	企業結合において取得した保険契約についての保険事故 の識別	修正なし
保有再保険契約の将来キ ャッシュ・フローの測定(ス タッフ・ペーパー2E)	保有再保険契約の測定に含まれるキャッシュ・フロー	修正なし
期中財務諸表における会 計上の見積りの取扱い(ス タッフ・ペーパー2F)	期中財務諸表における会計上の見積りの取扱い	修正なし

財政状態計算書における保険契約の表示

負債残高となる保険契約グループと資産残高となる保険契約グループの独立した表示

5. IASB は、企業は、資産残高となっている保険契約、負債残高となっている保険契約、資産残高となっている保有再保険契約および負債残高となっている保有再保険契約の(グループではなく)ポートフォリオの帳簿価額を、財政状態計算書に独立して表示するように、IFRS 第 17 号を修正するべきであるとの提案に同意した。保険契約のポートフォリオは、IFRS 第 17 号において、類似したリスクに晒され、一括して管理されている保険契約として定義されている。一部の IASB メンバーは、この提案が概念フレームワークおよび IAS 第 32 号「金融商品:表示」(以下「IAS 第 32 号」とする)に反するとの懸念を表明したが、1名のメンバーは、アウトリーチの対象となった利用者は、情報が著しく失われまいと考えていると指摘し、他の IASB メンバーは、作成者が指摘した運用上の懸念が IAS 第 32 号との矛盾を上回っているとの見解を表明した。

6. 変更が提案されているのは、貸借対照表における表示だけであると強調された。企業は、依然として、保険契約グループによる認識および測定の要件の適用が求められている。

7. IASB は、この実務上の救済措置が、10 月に同意された修正のための評価基準と整合的であるという分析に同意した。数名の保険者は、現在の保険料および保険金システムと保険契約資産および負債の測定システムとの間の連繋が欠如しているため、表示の要求事項によりこれらのシステムにおいて相当な変更が必要となり、システム間のインターフェイスの導入には多額のコストがかかるかと報告している。結果的に、IASB は、コストがグループレベルの表示の要求事項によって導入される便益を上回るであろうと考えている。加えて、アウトリーチ活動において、アナリストや投資家は、純損益に変化がなく、彼らが求める IFRS 第 17 号により導入される便益を表し続けるため、貸借対照表における表示に対する関心は低いと示唆した。

保険料配分アプローチにおける受取保険料(「PAA」)

8. 上述の表示から生じるシステムへの影響と関連して、利害関係者は、保険料が実際に収納された場合にのみ、残存カバーに係る負債が認識されるという、保険料配分アプローチの測定における要求事項についても懸念を表明している。作成者は、現行のシステムでは、未経過保険料負債は、保険料の支払期日または引受け時点で計上されると説明している。

9. スタッフ・ペーパーにおける分析では、保険料配分アプローチは一般モデルの要件を単純化した測定アプローチであり、保険料配分アプローチの測定についての要求事項の変更により、一般モデルとは異なるモデルが結果としてもたらされると指摘されている。この問題は、当初報告された懸念の一つであったが、会議で正式な投票の対象とはならなかった。しかし、上記の分析はスタッフ・ペーパーに含まれていた。

未収保険料および未払保険金の独立した表示および測定

10. IASB は、この問題について、IFRS 第 17 号を修正しない提案に同意した。IFRS 第 17 号は、企業に、保険契約グループから生じる権利と義務の組合せを単一の資産または負債として表示する取扱いを要求している。これは、IFRS 第 17 号の保険キャッシュ・フローのグループの測定をキャッシュ・イン・フローとアウト・フローのパッケージとするのと整合的である。一部の利害関係者は、現在のように、受取保険料と未払保険金は独立して測定および表示されるべきであると考えている。彼らは、IFRS 第 9 号を適用し、これらの金額を独立して表示し測定する取扱いにより、それらのリスク、特に信用リスクについてよりよい情報を提供する結果になると考えている。

11. IASB は、保険契約グループの測定に関する要件は、IFRS 第 17 号の根本的な特徴であり、保険契約資産または負債の純額の構成要素を財政状態計算書の独立した勘定科目として測定し表示する取扱いは、それらの勘定科目が互いに関連していない特徴を示す結果になるとの見解を述べた。したがって、IASB は、未収保険料および未払保険金を独立した勘定科目として測定し表示するような基準の修正は、同意された修正の評価基準を満たさないと指摘した。しかし、スタッフ・ペーパーは、企業は、規定されている保険契約資産または負債の構成要素を表す内訳を表示できるかもしれないと述べた(例えば、保険契約負債の帳簿価額に含まれる未収保険料および未払保険金の金額を表示する)。

割引率、リスク調整、および OCI オプション

ロック・インされた割引率の使用による契約上のサービス・マージンの調整

12. IASB は、契約上のサービス・マージンの調整においてロック・インされた割引率を使用するという IFRS 第 17 号の要求事項を修正しない提案に同意した。IASB は、同意された修正の評価基準を満たす方法において、契約上のサービス・マージンに対する調整額を決定するために使用される割引率に関する、IFRS 第 17 号における要求事項の修正は、不可能であると考えている。

13. IASB は、IFRS 第 17 号の審議中および IFRS 第 17 号の公表後において、将来のサービスに関連する見積キャッシュ・フローの変動に関して契約上のサービス・マージンが更新される際のロック・イン割引率の使用についてフィードバックを受領した。IASB は、契約上のサービス・マージンの調整(および付利)に報告期間末の割引率を適用すると、保険サービス損益を保険金融収益または費用と別個に表示するという、IFRS 第 17 号により導入された原則の 1 つを歪めると指摘した。

企業集団におけるリスク調整

14. IASB のメンバーは、企業集団グループの一部である子会社において、どのレベルでリスク調整を決定されるかを明確にするための基準の修正を行わない提案に同意した。これは、IASB が実務において様々な見解がとられている多様性を認識し、すでに進行中の適用プロセスを過度に混乱させる可能性が高いと考えたためである。

15. 2018 年 5 月の移行リソース・グループの議論において、一部の利害関係者は、リスク調整が決定されるレベルは、契約を発行している企業のレベルであると解釈し、発行企業を含む連結グループにおいてリスク調整が変動しないと解釈している事実が確認された。したがって、リスク調整は、契約を発行する企業がそのリスクを負担するために要求する報酬である。他の利害関係者は、非金融リスクを負担する報酬を決定するのは、報告企業であり、発行企業とは異なるかもしれないと解釈した。

16. ある IASB メンバーは、企業集団内の異なるレベルで価格が変動せず、一貫した報告を行うためにはこの要求事項を明確にすべきであると述べ、この異なる解釈の受け入れが困難であると述べた。スタッフが作成した分析では、リスク調整の差異は、保険料配分アプローチを適用して会計処理される保険契約への限定が予想されると指摘されている。企業集団は、IFRS 第 17 号の要求事項をすべての保険契約グループにわたって一貫して適用しなければならない取扱いが同意され、リスク調整の信頼区間の開示が要求されるとの見解が述べられた。

割引率の決定およびリスク調整における主観性

17. すべての IASB メンバーは、保険契約の測定に用いられる割引率を規定するために IFRS 第 17 号を修正しない取扱い、あるいは企業が使用できるリスク調整の手法の数を制限しない取扱いに同意した。

18. 規制当局を含む利害関係者の一部は、割引率の決定や非金融リスクに係るリスク調整における原則ベースのアプローチが、企業間の比較可能性を低下させる可能性があるとの懸念を表明している。

19. IASB は、割引率とリスク調整の両方が企業固有の性質を含んでおり、すべての企業が測定上の目的を満たすことが求められており、統一性を課すことなく企業間の比較可能性を提供するであろうと述べた。企業は、割引率とリスク調整をどのように決定したかについての開示が求められている。

保険金融収益または費用に関する OCI オプション

20. IASB は、OCI オプションを廃止するための IFRS 第 17 号の修正を行わない提案に全会一致で同意し、オプションの廃止は比較可能性を高める一方で、すでに進行中の適用プロセスを過度に混乱させる結果になると指摘した。

21. 多くの財務諸表利用者は、保険金融収益または費用を、純損益または純損益とその他の包括利益に分解して表示するオプションについて懸念を表明し、企業間の比較可能性を損なう可能性があるとして述べている。何人かの IASB メンバーは、IFRS 第 17 号は、利用者が、企業が報告した情報をより比較可能な情報とするために調整を可能にする開示要件を提供していると指摘した。

変動手数料アプローチ

直接連動有配当保険契約の定義

22. IASB は、直接連動有配当保険契約の定義を修正しない提案に同意した。

23. IASB は、一部の利害関係者は、変動手数料アプローチの定義について範囲が狭すぎると考えていると述べた。これらの利害関係者は、例えば、重大な投資関連サービスを提供する間接連動有配当保険契約のように、同様の経済的特性を伴う契約において、変動手数料アプローチが適用される契約とは異なる測定が行われる可能性について懸念している。

24. IASB は、IFRS 第 17 号の開発において、利害関係者からのフィードバックを考慮し、変動手数料アプローチの範囲を慎重に設計したと述べた。また、IASB は、変動手数料アプローチは、直接連動有配当保険契約の定義を満たす契約を忠実に表現するように設計されていると述べた。このような契約は、基礎となる項目のリターンに応じた手数料と引き換えに提供される資産運用サービスに類似している。IASB は、変動手数料アプローチの適用範囲に境界線を引く取扱いが、深刻な結果をもたらすと認識していた。

25. IASB は、将来の会議において、変動手数料アプローチの適用基準を満たさないが、投資関連サービスを含む有配当契約における契約上のサービス・マージンの認識について議論する予定である。IASB はまた、保有再保険契約を変動手数料アプローチモデルの範囲内とするべきかどうかについても議論する予定である。

変動手数料アプローチにおけるリスク軽減の例外規定

26. IFRS 第 17 号は、一部のリスク軽減活動を認めるために、変動手数料アプローチにおける契約上のサービス・マージンの処理の選択を認めている。企業がデリバティブを用いて直接連動有配当保険契約の金融リスクを軽減する場合、企業は、保険契約の金融リスクによる一部の変動の影響を、契約上のサービス・マージンを調整する代わりに、純損益において認識する取扱いを選択でき、それによって純損益に計上されたヘッジ手段とのマッチングを向上できる。

27. IASB は、例えば、デリバティブ以外の手段がヘッジ手段として使用される状況に対してまでリスク軽減のオプションの範囲を拡大しない提案に同意した。IASB は、リスク管理活動の会計に関するより広範なプロジェクトに取り組んでいる。いかなる短期的な解決策も、IFRS 第 17 号によって提供されるであろう情報と比較して、有用な情報を著しく喪失させるであろう。このような修正はまた、IFRS 第 9 号のヘッジ会計の要求事項と矛盾する可能性がある。

28. IASB は、スタッフ・ペーパー 2C で提起された 3 つめの質問である、IFRS 第 17 号のリスク軽減オプションの遡及適用を認めるべきかどうかについて、投票を行わなかった。何人かの IASB メンバーは、このリスク軽減オプションの遡及適用を認める取扱いにより、「チェリー・ピッキング(いいところだけつまみ食いをする選択)」が可能となり、移行時の契約上のサービス・マージンをゆがめる可能性があるとして述べた。IASB は、この問題は、将来の会議で、公正価値アプローチに基づくその他の包括利益の報告に関連する経過措置に関する懸念とあわせて議論されるべきであるとする提案に同意した。

企業結合

取得した契約の企業結合における保険契約としての分類

29. IASB は、企業結合で保険契約として取得した契約の分類に関する IFRS 第 17 号または IFRS 第 3 号「企業結合」(以下「IFRS 第 3 号」とする)の要求事項を修正しない提案に同意した。IFRS 第 3 号における企業結合の概念は、取得企業は、取得日において、企業結合で取得したすべての項目を、取得日時点の契約条件、経済状況および他の関連する要因に基づいて分類および指定すべきであるというものである。IFRS 第 3 号は、従来、保険契約に関するこの要求事項の例外規定を設けていたが、IFRS 第 17 号は、IFRS 第 17 号への移行日においてこの例外規定を削除している。

30. 利害関係者の中には、契約開始日ではなく取得日時点でこれらの契約を評価する取扱いにより、企業集団内の異なる報告レベルにおいて、同じ契約の分類に差異が生じる可能性があり、その結果、より多くのコストと複雑性が生じると主張する者もいる。

31. すべての IASB メンバーは、分類における IFRS 第 3 号の例外規定の再導入は、IFRS 第 3 号が要求する有用な情報の重大な損失を引き起こし、それによって利用者の複雑性を増し、他の取引との比較可能性を減少させるため、修正の評価基準を満たさない評価について同意した。

企業結合において取得した保険契約についての保険事故の識別

32. IASB は、企業結合において取得した保険契約についての保険事故の識別に関する IFRS 第 17 号の要求事項を修正しない提案に同意した。IASB スタッフは、この議題に関連する移行措置の問題は、今後の会議において、他の移行措置の問題とともに対処される予定であると述べた。IASB は、利害関係者が、IFRS 第 17 号の要求事項と、保険金決済期間中に取得した保険契約の取扱いに関する現行実務との差異について懸念を表明していると述べた。

33. IFRS 第 17 号では、企業は、取得日に保険契約を締結したかのように保険契約グループを識別する取扱いが求められているため、すでに事故が発生している取得された保険契約に関する保険事故は、それらの保険金請求の最終的なコストの決定(すなわち、保険カバーの対象は、保険金請求の不利な進展)である。従って、企業は、残存カバーに係る負債を認識し、保険金請求が決済された時点で保険収益および発生保険金を認識する。

34. 利害関係者は、被取得企業が保険料配分アプローチに基づき会計処理をしていた契約に関して、通常は保険料配分アプローチを利用するような取得企業に対する、これらの契約に一般モデルを適用するためのシステム開発の要求は、過度な負担となるであろうという懸念を表明した(不利な進展に対するカバーが、長期の支払期間を有すると予想される場合には、一般モデルによる測定が必要となるであろう)。

35. ある IASB メンバーは、利害関係者の懸念に共感を表明し、そのような取引に実務的な簡便法を導入が可能かどうかを質問した。他のメンバーは、この提案に反対し、なぜ保険業界だけが、企業結合における同様の課題(すなわち、取得した貸出金ポートフォリオの評価)に対処する銀行等の他の業界と異なるのかという疑問を呈した。

36. 一部の利害関係者は、この問題は、2018 年 9 月の移行リソース・グループにおいて提起された適用上の問題である、企業の義務が、保険金発生(例えば、生存給付をもたらす就業不能の発生)の後に保険リスクの対象となる金額(例えば、不利な進展)の支払である場合における問題と類似していると指摘している。しかし、IASB のメンバーは、当初の契約は 2 つの保険リスク(最初の保険事故と二次的なリスクである不利な進展)から構成されているかもしれないが、取得された事業に残存する保険リスクは不利な進展のリスクのみであり、問題は類似しているとは考えていないと述べた。

保有再保険契約の将来キャッシュ・フローの測定

37. IASB は、保有再保険契約の将来キャッシュ・フローの測定に関する IFRS 第 17 号の要求事項を修正しない提案に同意した。IFRS 第 17 号は、出再者が発行する基礎となる保険契約に関して再保険者からサービスを受ける実質的な権利を有する場合、保有再保険契約の範囲内のキャッシュ・フローには、再保険契約の対象となる基礎となる保険契約から生じると予想されるすべてのキャッシュ・フローを含む測定を要求している。これには、出再者による引受けおよび計上が予想されるものの、いまだに引受および計上されていない基礎となる保険契約に関連する、再保険のカバーに対する出再者の実質的権利も含まれる。

38. 一部の利害関係者は、いまだ発行されていない元受契約も考慮して、出再者が保有再保険契約を測定するという要求事項に対して、懸念を表明している。彼らは、この要件は過度に複雑であり、元受契約がいまだ認識されていない場合には、再保険のグロスアップを生じさせ、ミスマッチを生じ、元受契約における契約上のサービス・マージンと比較して、契約上のサービス・マージンが不整合な方法で認識されると考えている。

39. 一部の IASB メンバーは、IFRS 第 17 号の新たな要求事項により運用がより複雑になるとの懸念に同意した。しかし、スタッフ・ペーパーの付録と IASB の事前の教育セッションでは、利害関係者が懸念するミスマッチ、例えば、グロスアップ問題や、元受保険契約と保有再保険契約の間での契約上のサービス・マージンの不整合な認識は、起こらない結果が示された。IFRS 第 17 号は、再保険契約と保険契約の両方について一貫した測定モデルを提供しているとの見解が述べられた。

40. ある IASB のメンバーは、例がどのような状況においても成り立つかどうかについて疑問を呈した。例えば、金利が異なれば、残高が異なってくる可能性がある。しかし、スタッフ・ペーパーは、IFRS 第 17 号の目標は、保有再保険契約と基礎となる保険契約との間の「ミラー」処理の達成ではないとの見解を示した。IFRS 第 17 号の開発中、IASB はこの手法を検討したが否決した。なぜなら、そのような手法は、保有再保険契約が、発行再保険契約を含む保険契約と同様に会計処理されるべきであるという基本原則と矛盾するからである。

41. 今後の会議では、基礎となる契約が不利である場合のミスマッチの発生に関する懸念や、保有再保険契約における変動手数料アプローチの適用範囲など、再保険契約に関連する他の問題に対処する予定である。

期中財務諸表における会計上の見積りの取扱い

42. IASB は、期中財務諸表における会計上の見積りの取扱いに関する IFRS 第 17 号の要求事項を修正しない提案について全会一致で同意した。

43. IFRS 第 17 号 B137 項は、IFRS 第 17 号をその後の期中財務諸表(すなわち、IAS 第 34 号「期中財務報告」で定義されている期中財務報告)または年次財務諸表に適用する場合、企業に対し、過去の期中財務諸表において行われた会計上の見積りの取扱いを変更しない取扱いを要求している。

44. 利害関係者は、この要求事項を適用する際に生じるであろう実務上の困難について懸念を表明してきた。例えば、子会社が個別財務諸表を年次においてのみ発行しているが、子会社の決算が連結期中財務報告に含まれている場合、子会社の個別財務諸表は B137 の対象とはならないが、親会社の財務諸表は B137 の対象となり、企業集団のさまざまなレベルで異なった測定を生み出す結果になる。

45. 一部の利害関係者は、B137 の要求事項は、月次管理報告や子会社が親会社に提供する内部報告のように、IFRS 基準の他の箇所では定義されていない他の種類の期中報告にも拡大すべきであると考えている。他の利害関係者は、この要求事項を他の種類の期中報告に拡大すべきではなく、その適用が許容されるが要求されないように修正すべきであると考えている。これにより、企業は、期中報告の頻度が異なる競合他社と測定を整合させる取扱いができる。

46. しかし、IASB は全会一致で、このような修正は、複雑性を増し、企業間の比較可能性を低下させるであろうとの見解に合意した。

今後の検討

47. IASB は、この会議において持ち越された質問に加え、残された適用上の課題と懸念についての議論が、将来の IASB 会議においても継続されると述べた。

48. IASB の 10 月の IASB 会議に関する IASB の文書で、IASB のスタッフは、25 の適用上の課題を提示した。今後の会議で議論される残りの懸念について、10 月の IASB 会議のペーパーにおけるスタッフの予備的見解は、以下の論点に関して、修正の評価基準を満たす方法で IFRS 第 17 号を潜在的に修正する可能性があるを示している。

- 契約の境界線外における更新に関する保険獲得キャッシュ・フロー
- 保有再保険契約:基礎となる保険契約が不利な場合の当初認識
- 修正遡及アプローチ
- 一般モデルのカバー単位
- 保険リスクを移転する貸付金およびその他の形式による与信

49. 10 月の IASB 会議のペーパーにおけるスタッフの予備的見解によれば、以下の問題は修正の評価基準を満たさない可能性がある。

- 集約の水準
- 公正価値アプローチにおけるその他の包括利益ゼロ
- 保有再保険契約の変動手数料アプローチの不適合性
- 比較情報に対する初度適用の日
- 移行方法の選択性

次のステップ

50. IASB は、デュー・プロセスに従い、公開草案を公表し、適切なパブリック・コメント期間を提供するとともに、対応の審議を行う。必要とされるデュー・プロセスを考慮すると、最終的な修正(11月に合意された発効日の変更を含む)の発効までの期間は、1年となる可能性がある。

51. IASB は、12月の会議において、2018年から2020年までの間のIFRS基準の年次改善についても議論した。2018年6月に提案されたIFRS第17号への年次改善を超えた更なる修正をIASBが検討している状況を踏まえ、これらの年次改善は、2018～2020年の年次改善サイクルに関する [スタッフ・ペーパー](#) から省略された。

52. IASB はすでに、この会議についての短いメモ ([こちら](#) で入手可能) を公表している。

PwC は、IFRS 第 17 号「保険契約」に関連して、以下の刊行物もしくは資料を作成しています。

- In transition INT2018-06: IASB proposes to amend the effective date of IFRS 17 and extend the temporary exemption of IFRS 9 for insurers (日本語訳は [こちら](#))
- In transition INT2018-05: IASB agrees on criteria for evaluating any potential future amendments to IFRS 17 (日本語訳は [こちら](#))
- In transition INT2018-04: TRG debates more IFRS 17 implementation issues (日本語訳は [こちら](#))
- In transition INT2018-03: Amendments to IFRS 17 on the IASB Board agenda (日本語訳は [こちら](#))
- In transition INT2018-02: Insurance TRG addresses unit of account, contract boundary, and coverage unit issues (日本語訳は [こちら](#))
- In transition INT2018-01: Insurance TRG holds its first meeting on IFRS 17 (日本語訳は [こちら](#))
- In brief INT2017-05: IFRS 17 marks a new epoch for insurance contracts (日本語訳は [こちら](#))
- In depth INT2017-04: IFRS 17 marks a new epoch for insurance contract accounting (日本語訳は [こちら](#))
- Using Solvency II to implement IFRS 17 (原文英語のみ)
- IFRS 17 – Redefining insurance accounting (原文英語のみ)

© 2018 PwC. All rights reserved.

PwC refers to the PwC Network and/or one or more of its member firms, each of which is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details. This content is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors.